

セ

カ

ン

ド

軽食
付き



参加
無料

ラ

イ

フ

セ

ミ

ナ

ー

朝活にどうぞ★
ご夫婦での参加も
お気軽に★

開催日時 2025年12月14日(日) 9:00~10:00

内容 老後に必要な金額はどれくらい? / 自分の年金額、受給時期って?
つみたて投資とNISA制度について、他

◇会場 三島商工会議所会議室(三島市一番町2-29)

◇定員 20名

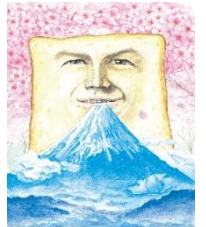
※定員となり次第、締切とさせていただきます。

◇参加申込 【書面での申込み】参加申込書をFAXまたは〈ろうきん〉三島支店まで
ご提出ください。

【電話での申込み】055-973-9111 (担当:原、木樽)

◇講師 ろうきん三島支店職員

『すでに富士山超えてます』の
「本気のサンドイッチ」をご用意します!



● 本セミナーでは、セミナー内でご紹介する運用商品の勧誘を行うことがございます。ご参加にあたり、ご案内の商品を必ずお申込みいただく等の条件はございません。本紙裏面の運用商品に関するご留意事項をご確認ください。

『セカンドライフセミナー』参加申込書 申込締切:2025年12月5日(金)※なお、定員に達し次第、受付終了させていただきます。

お名前	様	ご年齢	歳
ご住所		お電話番号	() —
お名前	様	ご年齢	歳
ご住所		お電話番号	() —

【個人情報の取扱いについて】

取得する個人情報(お名前・ご住所・お電話番号・ご年齢)は、本セミナーの申込み確認及び各種商品の案内のために利用し、その他の目的には利用しません。また、第三者への提供も行いません。取得した個人情報は、〈ろうきん〉三島支店が責任をもって管理し、2026年1月末までに廃棄します。

■お申込・お問合せは ろうきん三島支店

TEL 055-973-9111 平日 9:00~17:00 (水曜のみ~19:00)

FAX 055-973-8220 担当:原(ハ)、木樽(コグレ)

いつもあなたの目線で。
静岡県労働金庫

25-412-37

〈運用商品に関するご留意事項〉

保険商品に関する留意事項

- 保険商品は預金ではありません。また元本の保証はありません（預金保険の対象ではありません）。
- 当金庫は保険の募集代理店です。保険の引受は行っておりません（当金庫はお客様と引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います）。ご契約の主体はお客様と引受保険会社になります。また、当金庫は保険契約締結の代理権はなく、保険契約はお客様からのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- 当金庫で取扱中の保険商品はクーリング・オフ制度の対象となります。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、当金庫の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 保険業法の規定により、お客様のお勤め先によっては、保険商品をお申込みいただけない場合があります。
- 保険商品のご検討にあたっては、専用のパンフレットや「ご契約のしおり・約款」「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」（変額年金保険の場合はこれに加えて「特別勘定のしおり」）を契約前に必ずお読みいただき、十分内容をご確認願います。
- 保険商品のご検討にあたっては、販売資格を持つ当金庫の募集人にご相談ください。詳しくは営業店窓口までお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保護措置が図られますが、一時払保険料の最低保障金額、死亡保険金額、積立金額、解約返戻金および将来の年金額等が削減されることがあります。
- 当金庫が募集する個人年金保険・終身保険は、商品により、契約時費用ならびに解約時の解約控除が必要となり、据置期間中は保険関係費用、資産運用関係費用、運用成果確保時費用、年金管理費、外国為替手数料などの手数料がかかる場合がありますが、ご負担いただく手数料の項目、手数料率、計算方法等は各商品によって異なりますので、一律の算出方法を表示することはできません。詳しくは「ご契約のしおり・約款」「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「特別勘定のしおり」等でご確認ください。
- 変額個人年金保険は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金は既払保険料を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。
- 定額個人年金保険・終身保険においても、商品によっては、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金額が既払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。一般的に解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇すると解約返戻金額は減少し、市場金利が下落すると解約返戻金額は増加する性質があります。
- 個人年金保険・終身保険を中途解約した場合には、運用実績・市場価格調整・契約初期費用・解約控除等により、解約返戻金は払込保険料を下回ることがあります。
- 保険会社による保険金や給付金などのお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態などについてお客様が事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合などは、保険金や給付金などが支払われない場合があります。また、保険会社への保険料払込について、保険料払込の猶予期間中に保険料の払込がない場合は、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金などの支払事由に該当した場合でも、保険金・給付金などが支払われません。詳しくは「ご契約のしおり・約款」「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」等でご確認ください。

個人向け国債に関する留意事項

- 当金庫では、個人向け国債の購入時に手数料はかかりません。
- 個人向け国債は預金ではありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 個人向け国債は、元本や利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払い不能が生じ、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
- 個人向け国債は、金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 個人向け国債を中途換金される場合は、次の内容にご注意願います。
 - ・個人向け国債は発行から1年間経過すれば、いつでも中途換金可能です。
 - ・中途換金の特例として、保有者がお亡くなりになった場合または災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年未満であっても中途換金可能です。
 - ・中途換金時の換金金額は、額面金額に経過利子相当額を加え、中途換金調整額が差引かれます。
中途換金調整額は、「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685」となります。
- 個人向け国債の利子は、受取時に20.315%分の税金が差し引かれます。
- 個人向け国債をご購入の際は、「契約締結前交付書面」をよくお読みください。個人向け国債の「契約締結前交付書面」は、当金庫の個人向け国債取扱店舗にご用意しております。

投資信託に関する留意事項

〔投資信託購入にあたっての留意事項〕

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当金庫で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は株式・債券・不動産など値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建て資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります。したがって元本が保証されるものではありません。
- 投資信託の取引はクーリング・オフ制度の対象外です。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、当金庫が行うものではありません。
- 投資信託の運用による損益は、購入したお客様に帰属します。投資信託をご購入の際は、「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」の内容を十分にお読みいただき、ご理解のうえ、お客様ご自身の判断でお申し込みください。
- 当金庫では、重要な情報をよりわかりやすくご提供するため、窓口における投資信託のお申し込み時には、「重要情報シート」によるご案内のうえで、「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」によるご説明を行います。なお、電磁的交付を希望される場合は、ご説明した「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」の書面交付を省略させていただきます。
- 「投資信託説明書（交付目論見書）」・「目論見書補完書面」はWebサイトにて掲載しており、「重要情報シート」に記載のURL・二次元コードからアクセスし、いつでもご覧いただくことができます。なお、「投資信託説明書（交付目論見書）」・「目論見書補完書面」の書面交付をご希望の場合は、当金庫の投資信託取扱店舗にご用意しておりますのでお申し出ください。ただし、インターネットバンキング専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります。

〔投資信託にかかる費用について〕

投資信託のご購入・口座管理にあたり、投資信託商品ごとに定められた以下の費用が必要になります。

お申込手数料	お申込金額に応じ基準価額に対して最大で3.3%（税込み）
運用管理費用（信託報酬）	信託財産の純資産総額に対して最大で年率2.420%（税込み）
信託財産留保額	換金時の基準価額に対して最大0.3%

この他、ご契約の投資信託によって、組入有価証券の売買委託手数料や監査報酬等、その他の費用がかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。また、当該手数料の合計額についても、お客様が投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」にてご確認ください。